

平成19年1月9日

(趣旨)

- 1 大山町光ファイバーネットワーク施設における自主放送（以下、「大山町チャンネル」）は、公共の福祉の増進、地域の活性化及び文化の向上を図ることを目的として、放送通信事業者の監督の下で、制作放映しなければならない。

(基本原則)

- 2 大山町チャンネルは、次の各号に掲げる事項を基本原則とする。
 - (1) 番組の制作・編集にあたっては、基本的人権を尊重する。
 - (2) 公共性の番組として品位を保ち、住民の信頼と要望に応える。
 - (3) 伝統文化の保存と新しい地域文化の創造に貢献する。
 - (4) 町民の視点にたった町民自身による番組制作を推進する。
 - (5) 町議会と町行政の情報公開を推進する。
 - (6) 災害等の緊急時に逸早く情報を提供して人命と財産を守り、災害の予防と被害拡大防止に寄与する。

(広報連絡)

- 3 広報連絡及び生活、文化、教育、福祉、産業、観光等に関する情報の提供を行う場合は、次の点に注意しなければならない。
 - (1) 営利を主な目的としないものであること
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動を助長しないものであること（地域行事と分離しがたい活動を除く）
 - (3) 人権侵害に抵触する内容を含まないものであること
 - (4) その他関係法令に違反しないものであること

(広告放送)

- 4 広告放送を行う場合は、次の点に注意しなければならない。
 - (1) 特定の政治活動又は宗教活動を助長しないものであること
 - (2) 人権侵害に抵触する内容を含まないものであること
 - (3) 放送回数が適正であること
 - (4) その他関係法令に違反しないものであること

(人権保護)

- 5 人権と人格を尊重し、人命を軽視する内容は取扱わないものとする。
- 6 個人または団体の名誉を傷つける恐れがある内容は取扱わないものとする。
- 7 個人情報保護に注意し、プライバシーの侵害が生じないように取扱う。
- 8 年齢、性別、職業、境遇、信条などによって取扱いを差別しないものとする。

(法令遵守)

9 法令を遵守し、その執行を妨げるような内容は、取扱わないものとする。

(政治、経済)

10 政治、経済問題に直結する恐れがある内容は、基本的に取扱わないものとする。ただし、公職選挙法に基づく政見放送及び経歴放送については、候補者に公平に機会を与えたうえで放映してもよいものとする。

(国際関係)

11 国際親善を害する恐れのある内容や、人種、民族、国民に関する内容については、該当する人たちの感情に十分配慮するものとする。

(未成年)

12 武力や暴力を表現する内容は、青少年に対する影響を考慮して、できるだけ排除するものとし、未成年者の喫煙・飲酒を肯定するような内容は取扱わないものとする。

(家庭、地域社会)

13 地域の核としての家庭を尊重し、家庭生活を乱すような内容は肯定的に取扱わないものとし、社会の秩序や地域の風習を守るように努める。

(宗教)

14 信教の自由を尊重し、他の宗教や宗派を誹謗中傷するような内容は避け、特定宗教の教義及び寄付に関する内容は取扱わないものとする。

(表現)

15 放送は、わかりやすい言葉と文字を用いるように努め、不快感を与えないように配慮するものとする。

16 迷信は肯定的に取扱わないものとする。

17 社会道徳に反しないような表現に努める。やむをえず、精神的または肉体的な障害に触れる場合は、同じ障害に悩む人たちの感情に十分配慮するものとする。

(訂正)

18 放送内容と事実が相違していることが明らかになったときは、これを速やかに取消し、又は訂正しなければならない。

(広告)

19 営利目的を含む内容は、広告とする。

20 広告は、放送の中で広告であることを明らかにしなければならない。

21 事実を誇張するもの、事実であっても他を誹謗中傷する広告は取扱わないものとする。

22 求人に関する広告は、事業者とその業務内容が明らかなものに限定する

(緊急放送)

23 緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するものとし、他の放送に優先して放送するものとする。

(1) 火災に関する事項

(2) 自然災害に関する事項

(3) 食中毒注意報

(4) 防犯に関する事項

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）」に基づく国民保護に関する事項

(6) その他、町長が必要と認めるもの

(定めのない事項)

24 文化の振興と宗教に係わる内容が混在する放送等、このガイドラインによる判断が困難であると認められる内容については、放送の是非に関してその都度、放送通信事業者と協議するものとする。

25 このガイドラインによる判断が困難で、かつ事前に予測できるものについては、放送通信事業者と協議のうえ、その扱いを予め定めておくことができる。